

重要

施設調査の方法が変わりました

令和5年4月

旅館業営業者 各位

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター長

令和5年度の旅館業施設管理運営状況調査について

日頃は、本市生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、宿泊者、住民双方の安全・安心で良好な環境の確保等を図るため、旅館業の許可施設の立入検査を行っております。また、一部の旅館業施設の調査については民間事業者に委託しており、これまでは、委託先の「宿泊施設調査事務局」の調査員が、施設に訪問し、関係者様立会のもと運営方法等の調査してまいりました。

今年度については、この「宿泊施設調査事務局」による立会の調査を、**書面調査（WEB調査）に変更**させていただきます。

つきましては、貴殿が許可を取得している各旅館業施設について、現在の運営方法等を**①回答フォーム又は、②同封している「旅館業施設の営業状況等に関する回答書」**により御回答ください。

回答については、営業者様だけではなく、**管理者様等が行っていただくことも可能です。**

なお、宿泊施設調査事務局による立会の調査は書面調査（WEB調査）に変更しますが、一部の旅館業施設については「本市職員による立入検査」を実施します。このため、**回答いただいた場合であっても本市職員が立入検査を実施することがあります**ので、御承知おきいただくとともに、御対応お願いいたします。また、本市職員による立入検査がない場合でも、施設名称等を記載した標識を適切に掲示していただいているか等を確認するため、連絡なく施設の外観は調査しますので、御承知おきください。

また、今年度は、施設内に玄関帳場が設けられ、施設内に使用人等の駐在が必要な施設（主に戸建て又は長屋建て）若しくは施設外玄関帳場を中心に、**事前予告なく抜打ちで朝及び夜に訪問し、駐在規定の順守状況を確認**してまいりますので、併せてお知らせします。つきましては、施設内に駐在されている方に、職員又は調査員が訪問する可能性がある旨、お伝えいただけると幸いです。

提出期限：令和5年7月14日（金）（必着とします。）

報告方法：回答フォーム※、メール、FAX又は郵送のいずれかの方法により、株式会社JTB 京都支店（宿泊施設調査事務局）に提出してください。

※ 可能な限り、回答フォームから御回答下さいますようお願いいたします。

記



1 回答対象施設 ①封筒に記載の施設又は②別紙に記載の施設

2 回答書の提出先【窓口（本市業務委託先）】

株式会社JTB 京都支店（宿泊施設調査事務局）

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階

TEL：075-365-7715 FAX：075-365-7713 Mail：ryokangyo_chosa@jtb.com

3 備考 回答書の提出を拒まれた場合又は提出をいただけない場合は、旅館業法令等に基づき、本市職員による立入検査や報告徴収を行う場合があります。

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター宿泊施設適正化担当
TEL：075-585-5653 FAX：075-251-7235
Email：ryokangyo@city.kyoto.lg.jp

(参考)

○ 旅館業法(抄)

第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 略

4 略

第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 略

○ 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第21条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、営業者が旅館業を営む施設その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

必ずお読みください

～施設調査の方法が変わりました～

1 回答対象施設について（令和5年3月31日時点で旅館業許可がある施設）

①封筒に記載の施設又は②別紙に記載の施設が回答対象の施設です。

2 回答について

- (1) 施設毎に御回答下さい。
- (2) 回答は、回答フォームに入力いただく又は、同封している回答書を使用して下さい。
- (3) 同封している回答書で足りない場合は、お手数ですが回答書をコピーしていただくか、回答フォームにより回答いただく等をお願いします。

可能な限り、回答フォームにより御回答下さいますようお願いします。

回答フォーム



3 回答書の提出先

株式会社 J T B 京都支店（宿泊施設調査事務局）

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階

TEL：075-365-7715 FAX：075-365-7713 Mail:ryokangyo_chosa@jtb.com

4 提出書類について

- (1) 営業している場合 ⇒ 回答書を提出してください。
- (2) 廃業している場合 ⇒ 廃止届^{※1}を提出してください。
- (3) 休業している場合 ⇒ 回答書と停止届^{※2}を提出してください。

この書類のほか、住所や連絡先等の申請内容を変更している場合は、変更届^{※3}も提出してください。

※1 廃止届の様式は同封している「第4号様式」です。

※2 停止届の様式は同封している「第4号様式」です。

以前に停止届を提出いただき、記載した停止期間を迎えていない場合は提出不要です。

※3 変更届の様式は、同封している「第3号様式」です。

変更の内容によっては住民票等、別途書類が必要になりますので、事前に御相談ください。

【変更、停止、廃止の届出の提出先】

京都市医療衛生センター（平日8：30～17：00）

【変更届】

旅館業審査担当：075-746-7209

〒604-0835

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地

【停止、廃止届】

宿泊施設適正化担当：075-585-5653

千代田生命京都御池ビル2階

FAX:075-251-7235 Email:ryokangyo@city.kyoto.lg.jp

<注意！> 「回答書」と「変更届、停止届、廃止届」の提出先は異なります。